

第7回江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会

会 議 概 要

【 日 時 】

令和5年3月28日（火） 9時00分～9時40分

【 場 所 】

江東区役所本庁舎7階 第71会議室

【 出席者 】

委員長代理 総務部を担任する副区長以外の副区長
副委員長 教育長
委員 政策経営部長、総務部長、政策経営部企画課長、
総務部総務課長、総務部職員課長、総務部経理課長
外部有識者 3名

（事務局 総務部総務課、総務部職員課、総務部経理課）

【 議 題 】

- 1 防止策の検討について
- 2 江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書（案）について
- 3 その他

【 資 料 】

- 資料1 希望型指名競争入札（令和5年度準備契約）の実施状況について
- 資料2-1 一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程（案）
- 資料2-2 一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程（案）【A3版】
- 資料3 江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書（案）

議 事 要 旨

- 委員長代理
- ・これより第7回の委員会を開会する。
 - ・専門的な視点からご指摘をいただくため、今回も外部有識者の先生方が出席。

【 議題 1 】防止策の検討について

- 委員長代理
- ・まず、「希望型指名競争入札（令和5年度準備契約）の実施状況について」、事務局より報告願う。

- 事務局
- （資料1に沿って説明）
- ・令和5年度準備契約から委託業務契約の一部を対象に導入した、希望型指名競争入札の公募件数は83件。そのうち、公募時に予定価格を公表した案件が6件。
 - ・令和4年12月末に準備契約事務を開始し、公募・締切、指名業者選定委員会における指名業者の決定などを経て、3月上旬までに落札業者がほぼ決定。
 - ・落札結果の公表は4月以降に行うため、個別の案件について具体的に述べることは差し控えるが、来年度の公募に向けては、より分かりやすい公募資料の作成や、公募要件の見直しの要否、事務の効率化などが課題。今後さらに落札結果や効果の検証を進めていく。

- 外部有識者
- ・20者以上の申込があった案件も複数あるとの説明があったが、落札率に明らかな変化はあったのか。
 - ・申込が4者未満という案件については、昨年度まではどのような状況であったか。

- 事務局
- ・ほとんどの案件で予定価格を公表していないため、個別案件の落札率を明らかにすることはできないが、全体的な傾向として、昨年度までの指名競争入札と比べ落札率は低下しており、競争性が向上したと認識している。
 - ・申込が4者未満の案件は、昨年度までは指名競争入札であったため、予定価格の規模に応じて区が指名を行っていたが、辞退が多かったもの。今後は、公募要件の見直し等が課題。

- 委員長代理 ・ 今回の準備契約で初めて希望型指名競争入札を導入したが、落札率が低下した一方で、履行における品質やサービスの確保が課題。事業課と経理課が連携して、仕様書に則った業務が確実に履行されるか、確認していくことが必要。
- 委員長代理 ・ 次に、「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程(案)」について、変更点を中心に事務局より説明願う。
- 事務局 (資料2-1、2-2に沿って説明)
- 事務局 ・ 第2条(4)「不正な働きかけ」のア～ウについて、前回の委員会での意見を踏まえ、「正当な理由なく」という文言を削除。
- 外部有識者 ・ 第2条(4)「不正な働きかけ」のキに「職務上知り得た秘密を漏らすよう求める行為」とあるが、表現に違和感があるため、「職務上知り得た秘匿すべき情報の提供を求める行為」といった文言にあらためた方がよい。
- 外部有識者 ・ 対応記録票については、要求を受けた職員の報告を聞いて、課が作成するのではないか。規程の第6条では、「不正な働きかけを受けた職員は、記録票を作成後、当該記録票の写しを速やかに総務部長に提出しなければならない。」とあり、個人と組織の対応が被ってしまっている。
- 事務局 ・ 「職務上知り得た秘密を漏らすよう求める行為」の文言については、ただいまの意見を踏まえ、表現を変更することを検討。
- 事務局 ・ 記録票については、働きかけを受けた管理職が作成し、要求を受けた所管課が原本を、総務課が写しを保管するというイメージ。
- 外部有識者 ・ 職員自身は通報を行えば良いのであって、記録票の作成は組織として対応するという手順にすべき。
- 委員長代理 ・ 記録票はあくまで組織として作成するということだと思うので、誤解が生じることのないよう、必要に応じて規程の表現を改めるとよい。

【 議題2 】 江東区契約にかかる不正行為等防止検討報告書(案)について

- 事務局 (資料3に沿って説明)
- ・資料3を本編として、本委員会の設置要綱や取組概要、管理職へのアンケート結果、課題検討シート、要綱・規程なども報告書には盛り込む予定。
 - ・「3 事件の概要」については、元区議会議員の公判が未だ開かれていないことから、株式会社アクト元代表取締役の公判で示された公訴事実等を記載。
 - ・「9 外部有識者からの意見」として、3名の外部有識者からいただいた意見を掲載。
 - ・本日いただいた意見を受け、若干の修正を行ったのち、報告書を完成させたい。
- 委員長代理
- ・「9 外部有識者からの意見」を拝見して、本委員会での検討結果をもとに、区政に対する信頼確保を図り、不正防止にしっかりと生かしていかななくてはいけないと感じている。

【 議題3 】 その他

- 事務局
- ・実際の運用に向け、全庁的に事例集を作成していく予定。
 - ・この委員会については、昨年8月に第1回を開催し、第3回からは外部有識者の先生方にも出席いただき検討を進めてきたが、本日で最終回とさせていただく。
 - ・委員、外部有識者の皆様のおかげで、防止策の策定や報告書の作成を形にすることができた。年度途中で委員会を急遽設置したため、事務局に不手際な点もあったと思うが、ご協力いただき感謝申し上げます。
 - ・本委員会で策定した防止策は、今後運用していく中で、改善すべき点があれば随時見直しを行っていく。
- 委員長代理
- ・ただいま事務局より報告があったとおり、今回は最後の委員会となるが、外部有識者の先生方からコメントをいただきたいと思う。
- 外部有識者
- ・報告書に寄せられた外部有識者の意見は、表現は異なるものの

今後が大事という意味では、基本的に共通した主旨の内容となっていると思う。

- 短期間かつ状況もはっきりしない中で、防止策を検討していくことは大変な作業だったと思う。報告書の意見には、今回の取り組みが不正行為等防止のための第一歩であり、より真価が問われるのは、今後継続して自律的に体制を維持・管理していくことであると記載したが、今後も真摯な取組の継続を期待したい。
- 契約制度の見直しにおいて、第三者機関である入札監視委員会を令和5年度から設置することとしているが、外部有識者も交え、より具体的に検討するための場になるとよい。

外部有識者

- 本委員会に参加させてもらい、自分としても非常に勉強になった。本当に短期間で色々な検討を行い、良い資料ができたと感じている。委員会で策定した防止策を、今後より確実なものに育てていくことが重要であり、そうした取組をお願いしたい。

外部有識者

- 今回、短期間で色々な情報を集めながら、資料を綿密に準備された職員の方々に感謝を申し上げる。ぜひこれを契機として、このような問題が再発しないよう、実績を十分に確認しながら、常に見直しを行うなど、他自治体のモデルケースとなるような運用をお願いしたい。

委員長代理

- 本委員会で検討すべき事項については一定の整理が完了。外部有識者の先生方には、お忙しい中、熱心に議論や意見をいただき、お力添えにあらためて感謝申し上げます。
- これまで検討した内容を踏まえて、二度と今回のような不正行為を起こさないよう、全庁一丸となって取り組み、区民からの信頼確保に努める。さらに、引き続き区政の透明化・適正化を図り、不正防止に向けたゆまぬ取組を進めていく。
- 以上で第7回の委員会を終了する。